

令和5年度第2回花巻市男女共同参画審議会会議録

日時 令和5年8月3日(木) 午後1時30分～午後4時30分
場所 花巻市役所本庁舎 本館 302・303 会議室
出席者 委員出席者 11名 高橋 秀憲(会長・富士大学名誉教授)、早野 こずえ(副会長・いわて男女共同参画サポーター)、熊谷 久(花巻労働基準監督署)、小田島 裕樹(花巻商工会議所)、高橋 岳志(花巻市PTA連合会)、多田 恵(花巻私立幼稚園・認定こども園協議会)、工藤 直人(岩手県看護協会花巻支部)、平賀 朋枝(花巻市社会福祉協議会)、草木 幸子(花巻市民生委員児童委員協議会)、佐藤 貴哉(花巻青年会議所)、渡邊 ひとみ(公募)
市側出席者 5名 藤井 保宏(地域振興部長)、鈴木 淳子(地域づくり課長)、大竹 誠治(地域づくり課長補佐)、富松 大地(地域づくり課市民協働係主査)、熊谷 和(地域づくり課市民協働係主査)

傍聴者 なし

- 次第
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 令和4年度第2次花巻市男女共同参画基本計画に基づく年次報告について
 - 4 同性パートナーシップ制度について
 - 5 その他
 - 6 閉会

1 開会 (開会 午後1時30分)

鈴木地域づくり課長 本日はお忙しいところ、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。
開会に先立ちまして、会議成立の報告をいたします。花巻市男女共同参画推進条例第16条第2項により、審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないと定められておりますが、本日は15名中、現時点で10名の委員の方々にご出席いただいておりますことから、会議は成立しておりますことをご報告いたします。また、本審議会は花巻市審議会等の会議の公開に関する指針により、公開する会議となります。会議の傍聴を希望する方がある場合はこれを認めること、また、会議資料及び議事録を市ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

なお、本日は会議録自動作成システムを利用しております。ご発言の際はマイクをお使いくださいますようお願いいたします。緑のランプが点灯している状態で、先にお名前をおっしゃっていただきからご発言をお願いいたします。発言後はボタンを押すと待機状態の赤になりますので、よろしくようお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策につきまして、マスクの着用は任意となりましたのでお知らせいたします。なお、マイク等の消毒や換気につきましては適宜行いますのでご了承いたします。

本日の会議につきましては、午後4時30分までを目途としたいと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、ただいまより令和5年度第2回花巻市男女共同参画審議会を開会いたします。初めに、高橋会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

高橋会長 本日は暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。いわゆる賢治の故郷でございますので、雨にも負けず雪にも負けず、夏の暑さにも負けずという

ころなんです、男女共同参画審議会の関係するような問題事例というものも最近はたくさん報道されております。また、ご案内いただきましたけれども、市の多様な性に関する講演会も来週実施ということでございます。そういう状況ではありますが、本日はこの前の会議と違いまして、例年行っている成果報告ということでございます。忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。なお、着席の上、司会させていただきます。

鈴木地域づくり課
長

ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきたいと思っております。花巻市男女共同参画推進条例第 15 条第 2 項によりまして、ここからは会長に進行していただきます。よろしくお願ひいたします。

3 令和 4 年度第
2 次花巻市男女共
同参画基本計画に
基づく年次報告に
ついて

高橋会長

それでは進行させていただきます。本日は、まず令和 4 年度第 2 次花巻市男女共同参画基本計画に基づく年次報告について、皆様のご意見をいただきたいと思っております。例年審議しているものになりますが、令和 4 年度の状況について、まずは事務局より説明を受けたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

大竹地域づくり課
長補佐

事務局を担当しております課長補佐の大竹と申します。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、年次報告書につきましてご説明をさせていただきます。例年でありまして、最初に男女共同参画の市の施策等の概要、推進体制等も説明申し上げるわけですが、そちらにつきましては 6 月 28 日の審議会でご説明しておりますので、今日はこの年次報告書からご説明してまいります。

年次報告書の目次の上に解説が書いてございますけれども、花巻市男女共同参画推進条例に基づきまして、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況につきまして公表しております。計画では 4 つの基本計画を立てておりまして、それに基づいて市として施策を展開しております。また、それぞれの基本目標に対応した成果指標を設定しておりまして、その達成状況は年次報告書の 20 ページに一覧として掲載してございますが、そこに書いておりますとおり、こちらについては達成状況が厳しいものとなっております。

それを踏まえまして、1 ページ目に戻りますけれども、基本目標 1 からご説明をしてまいります。職場や学校、地域など身の回りで男女の平等が図られていると感じている人の割合が成果指標の 1 番目になるわけですがけれども、41.2%で昨年度と同じ値となっております。2 ページ目には、男女の平等が図られていると感じている人の男女別の割合と年代別の割合を掲載しております。特に、男女別でございますが、女性の方が 20.1%ポイントも低くなっていると、そして年代別では 30 歳から 39 歳の年代層で平等と感じている方々の割合が最も低くなっているということになってございます。この点につきまして、アンケートに回答いただいた方々に対しまして、どうして平等が図られていないか、あるいはどうしてそのように考えたのか、その要因までは聞いていないところでありますけれども、男女共同参画に関する職員幹事会というものを組織しておりまして、先日その会議におきまして、職員の皆さん方はどのようにこれを考えるかという問いかけをいたしまして、グループワークを行いましたと

ころ、次のような意見がありましたのでご紹介いたします。なお、このグループワークを行う前には、今回の審議会同様に、職員の方々に年次報告書の内容を説明して意見を伺っております。職員からは、「女性の方が家事育児の負担が大きいのではないか。」、「社会や地域の意識として、男は仕事、女は家庭といった意識が残っている。」、「そういった現状を受け入れている人が多いのではないか。」といったような意見をいただいております。繰り返しになりますが、あくまでも市民の方々には要因まで聞いたわけではなく、この数字から想像する職員たちの感想ということでもあります。

なお、職員幹事会でも「女性の方が育児家事の負担が大きいのではないか。」ということが出されておりますけれども、内閣府が本年6月にまとめました男女共同参画白書によりますと、妻の就業形態に関わらず、夫の帰宅時刻の平均は妻よりも遅く、夕食開始時刻と近接していることから、夕方以降の家事育児等は妻が主になっていることが分かりますと記されております。このことから、職員の幹事会で出された意見についても、そうした傾向を踏まえてのものかということがうかがえるかと思えます。

ただし、皆様方お分かりかと思えますけれども、全ての家庭がそうだというわけではなく、調査の結果、そういった傾向が強いということでご理解をいただければと思います。こうしたことも含めまして、市といたしまして、この基本目標1に対する現状と今後の対策を年次報告書の4ページと5ページにお示しをしております。最初の項目は男女共同参画社会の実現のために行った普及と啓発についてということでもありますけれども、令和4年度も様々な機会を捉えて啓発に取り組んでまいりましたけれども、その結果は先ほど申し上げたとおり、目標とする50%には届いていない状況であり、だからこそ引き続き継続して、啓発に取り組んでまいりたい。そして、コロナ禍の中で新たに導入したオンラインを取り入れるなど、手法についても新たなものを取り入れまして、参加の自由度を上げてまいりたいというように考えてございます。また、本市では地域での男女共同参画の普及のために、男女共同参画推進員を委嘱して活動いただいております。昨年度は10月に県の男女共同参画サポーター養成講座を地域開催枠といたしまして、当市で開催をしております、推進員の皆様にはその際に寸劇の披露やグループワークの進行をしていただきました。推進員の皆様には、この地域開催のために5月から準備を行っていただいておりますほか、11月の女性に対する暴力をなくす運動月間に合わせまして、パープルリボンを作成していただいております。これらにつきましては、いずれも初めて、新たにに取り組んでいただいたということでございます。

なお、推進員の皆様におかれましては、今年度もコミュニティ会議での出前講座や、男女共同参画の啓発のためのリーフレットの作成にも取り組んでいただくなど、意欲的に活動していただいておりますので、市としても支援を行ってまいりたいというように考えております。ただ今、男女共同参画サポーター養成講座のお話を申し上げましたけれども、こちらにつきましては計画に設定いたしました目標値を達成している数少ない項目の1つになっております。目標は達成いたしましたけれども、引き続き支援を行い、養成に努めてまいりたいと考えているところです。

性的少数者への差別や偏見の解消に向けまして、啓発活動も行っております。当市におきましては、当事者の方から地域づくり課へ直接の相談はいただいているところでもありますけれども、関連する課等には手続き等の面で実際に相談等があるところであり、令和4年度の市議会の一般質問におきまして、悩んでいる当事者が実際にいるということの質問をいただいているところでもあります。本年6月には国会でLGBT理解増進法が成立し、施行もされております。地方自治体の役割として、多様な性への理解増進に関する施策の実施に努めることとされておりますので、当市としても引き続き理解増進に取り組んでまいりたいと考えております。本日の審議会の案件の

1つといたしまして、パートナーシップ制度についてこの後ご説明をさせていただくこととしております。

なお、皆様方のお手元に8月10日に開催する多様な性の理解促進のためのセミナーのご案内のチラシを配布させていただいております。当審議会の委員の方からもお申し込みをいただいているところではありますけれども、もしご都合がつく方がいらっしゃいましたら、今も申し込みを受け付けておりますし、あるいはご本人が難しい場合でも、どなたかにお声がけをいただければと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは次に報告書6ページ目にまいります。基本目標2、男女の社会における参画の促進であります。ここでは政策・方針決定過程への女性の参画促進のほか、地域活動や労働の場における男女共同参画の促進、それから個人の能力を発揮するための支援などを施策の方向性としているものであります。ここでの成果指標では、市政へ意見を述べる機会が確保されていると思う市民の割合について、目標値の50%に対しまして、令和4年度は31.5%となりました。市の審議会委員等に占める女性の割合は、目標の40%に対して30.8%となっております。また、市の管理職の女性の割合は、18.0%の目標に対して19.5%と初めて目標値を上回ったところではありますが、当市の人口の半分以上が女性であることを考えますと、まだまだ女性の参画をいただく必要があるというように考えてございます。

なお、世界経済フォーラムが発表しておりますジェンダーギャップ指数でございますが、日本は今年度146カ国中125位という結果になりました。教育や健康といった分野では国際平均を上回っているんですけども、政治分野と経済参画の分野が平均を下回っております。その要因として挙げられておりますのは、国会議員の男女比ですとか、閣僚の男女比、それから企業の役員に占める男女比などがあるようであります。こうした状況などを踏まえまして、市としてできることという視点で、9ページと10ページに基本目標2についての現状と今後の対策を記述しております。意思決定の場での女性の参画、活躍促進の観点からも、先ほど申し上げました市政に意見を述べる機会の確保、それから審議会等委員への女性の登用を進めていくことなどに取り組んでまいります。また、花巻市では地域との協働に力を入れておりますので、市内27地区にコミュニティ会議を設置しておりますが、その役員の女性の割合は12.5%となっております。一方で、この前の審議会でも申し上げましたように、令和3年度には2つのコミュニティ会議で女性の会長が誕生しておりますほか、行政区長に就任されている女性の方々も増えてきております。このほか、女性に健康で活躍をいただくために、女性特有の疾病の早期発見に努めるため、検診の実施などにも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に11ページ目にまいります。資料が膨大ですので、非常にかいつまんでの説明となりますこととお許しいただきたいと思っております。11ページ目、基本目標3、男女のワーク・ライフ・バランスの推進についてです。仕事と仕事以外の生活の調和のもとに、充実した人生を送っていただきたいというところでもあります。12ページにまいりますけれども、職場のワーク・ライフ・バランスに満足している勤労者の割合は全体で46.5%ということで、昨年度よりは若干改善をしておりますけれども、目標値には届いていない状況であります。また、男女別では男性が51.7%、女性が41.3%と、女性が10.4%ポイント下回っています。この値につきましては、令和元年度には目標値の50%を超えたこともありましたけれども、現在はこうした数値となっております。この要因につきましては、市として判断材料を持っていないところではありますが、参考として令和3年度の男女共同参画白書におきまして、コロナ禍が男女共同参画に及ぼした影響についての記述がありました。その中で、女性の就業が比較的多い宿泊ですとか、飲食、サービス業において、感染拡大防止のために全国的に自粛の影響が

広がったということがあり、雇用にも影響が大きく及んだということが考えられるという記述がありましたので、当市においてもコロナ禍ということで、そういった影響があったのではないかとこのように考えられると思います。

なお、先ほど基本目標1でも若干触れておりますけれども、今年度の男女共同参画白書におきましては、末子の年齢が6歳未満の共働きの世帯の妻と夫の平日の生活時間を見ますと、家事関連時間は妻、仕事時間は夫に偏っているという調査結果が報告されております。また、同じく白書の中には女性の8割以上、それから男性の7割から8割が女性に家事育児等が集中していることが、職業生活において女性の活躍が進まない理由と考えているという報告もあります。若い世代の夫婦では女性の家事・育児の時間を減らしたいということを考えているようですし、男性は仕事の時間を減らして家事育児の時間を増やしたいと考えている人が増えているということでもあります。こうしたことを踏まえまして、国では我が国の未来を担う若い世代が理想とする生き方、働き方を実現できる社会を作ることこそが、今後の男女共同参画社会の促進において重要であるとして、夫は外で仕事、妻は専業主婦といった固定的な性別役割分担を前提としていることを昭和モデルと名付けておりまして、これからは生活様式や働き方の考えが多様化しているということを踏まえまして、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を目指す令和モデルへの切り替えを行うべきであるというようなことが今年度の男女共同参画白書に記されております。こうしたことを踏まえまして、市といたしましては、15ページになりますけれども、引き続きワーク・ライフ・バランスの有効性の普及啓発に努めるため、今年度も青年会議所様にご協力をお願いいたしまして、セミナーを開催してまいりたいと考えておりますほか、前回の審議会でもご意見をいただいておりますように、多様な働き方を支えるためにも、保育士の確保などを通じて、子育てをしやすい環境の推進や介護サービスの充実を図ることに努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、基本目標4、男女間の暴力の防止と根絶につきまして、17ページで説明いたします。施策の方向といたしましては、DV防止のための教育と啓発、それから被害者に配慮した相談の実施、相談窓口の相互連携強化に取り組むこととしているものであります。18ページに記載しておりますとおり、DVに関する相談は花巻市では平成29年度を境に減少傾向にありますけれども、全国的には毎年増加している状況にあります。17ページに戻りますけれども、ここで成果指標として設定しているDVに関する相談窓口を知っている市民の割合は目標値の70%に対しまして、令和4年度は79.4%となっております。この指標の目標は達成しているところでありますけれども、過去のピーク時から下落しておりますので、目標を達成したのでよしとせず、引き続きこの割合が100%になるように啓発を続けてまいりたいというように考えております。また、その一環といたしまして、市職員の認識を高めるために、職員向けの研修について、人事課の協力を得まして、各課等の職員の3割以上を職員研修の目標値に設定しましたところ、前年度よりも受講者数が大きく伸びております。また、基本目標1でも紹介しましたとおり、男女共同参画推進員の皆様の新たな活動といたしまして、市内商業施設でのパープルリボンの配布による啓発を行っていただきました。また、市内の中学校では県の男女共同参画センターの出前講座を活用いたしまして、デートDVを取り上げていただいております。やはり知らないうちに自分が加害者となる危険性もあるというようなことにつきまして、携帯電話を通じてということもありますので、自分が気付かないでいること、そういったことについても意識として考えてもらうきっかけとしてほしいということで実施しているところであります。市といたしましては、このような機会を活用いたしまして、引き続き啓発を行ってまいりたいと考えているものであります。

以上、非常にかいつまんでの説明となりますけれども、令和4年度の年次報告書に

つきまして、主なものをご説明させていただきました。前回の審議会の際に、第2次計画期間中の自己評価について報告をさせていただいておりますけれども、あの時点では令和4年度の部分を含んでいませんでしたので、今回は令和4年度の実績につきましての報告ということになります。この後、委員の皆様方からご意見をいただいてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

高橋会長

事務局より年次報告案について一括して説明がございました。まず、施策の内容ではなく、この年次報告書そのものに対する質問はございますでしょうか。年次報告書は4つの基本目標ごとに作られておりますので、基本目標1、2、3、4の順番に、ある程度時間区切りましてご意見をいただきたいと思います。まず、最初の基本目標1、男女共同参画の理解の促進という基本目標ですが、ご意見がある方、どうぞ挙手をお願いいたします。はい、それでは渡邊ひとみ委員、どうぞ。

渡邊委員

渡邊です。よろしくお願いたします。私は委員として3期目で、5冊目の年次報告書なので、今までの年次報告書を比べてみました。それで、特にこの基本目標1については、成果目標も少ないんですけども、この計画全体に関わる部分として、とても重要だと思っています。成果目標1の結果は横ばいなんですけれども、男女差はだんだん大きくなっていて、女性については低下しています。令和元年度は41%だったのに対して、現在32.2%なので、約10%も低下しているという現状があって、なぜなのかと私も考えましたが、先ほど事務局の方から説明を受けたとおり、私もコロナ禍ということもあると思いますが、やっぱり家事従事者が最も低いということからも、相変わらず男女の役割分業が変わっておらず、女性の負担がどんどん大きくなってきているのかなということと、あとは世の中の流れによって問題意識も大きくなってきているのかなというふうに思っています。ただ、今後の対策を見ていると、ほとんど文言が毎年同じようなことが書かれていて、講座の参加者も増えずに、だんだん減少しているということもありますが、参加者を増やすにはどうしたらいいだろうかとか、いろいろ考えて意見を3つにしてみました。

まず意見の1つ目ですけれども、意識啓発はやっぱり簡単ではないのですが、そして時間もかかることだということは分かっているのですが、そうした課題であるからこそ、やはり教育に力を入れることが重要なんじゃないかなと私は思います。ジェンダー平等に繋がる出前講座とか、事業の実施をもっと進めていく必要があるんですけども、何も事業や講座をやらなくてもできることがあるんじゃないか。それは学校環境そのものをジェンダー平等にすることです。本県では、名簿が混合になったのはほんの数年前ですので、まだまだ学校の中に、環境として差別や分業意識を作り出すようなものが残っているということがあります。例えば、今はないかもしれませんが、名簿が別だったときにはロッカーの位置とか下足箱とか様々なものが全部男女別になっていました。それから行事等の役割分担とか、あと先生方の校務分掌とか様々なところに、女はこう、男はこう、というような意識を植え付けるような環境が学校の中には存在しておりました。ですから、そういうものを一掃することが、事業や講座をやることと同じくらい非常に効果があるんじゃないかなと思います。見えないカリキュラムというのですが、そういう見えないカリキュラムをなくしていくために、やはり先生方の研修が必要で、ジェンダー平等というのは人権問題なんだ、人権と効率をはかりにかけてはいけない。学校をジェンダー平等で人権を大切にするような環境にすることで、確実に基本目標の1に近づくのではないかなと思うので、私はこの点に力を入れることを意見として言いたいと思います。

2つ目は、講座をとってもよく毎年やられてきていることは分かっていますが、講座による意識啓発はかなり行き詰まっているんじゃないかなと私は思います。まず、そ

もそも講座があるといっても、そこに行ってみようと思わなければ来ないわけです。やはり市民に関心を持ってもらう必要があるんだと思います。それで商業施設の2階の「ぷらっと花巻」というところを使って、パープルリボンによる啓発をやったわけですが、ああいう場をもっと積極的に活用していく取り組みが必要だと思います。例えば、できればですけども、月に1回、1週間ぐらい男女共同参画サポーターの方々の協力をいただいて、テーマを変えて何かそこで行事を毎月やる。そうやって、関心を持ってもらった上で講座を開いた方が、講座に来てもらう人が増えるかもしれないということで、30人~40人を1回で集める、1年に数回開くようなこれまでの形の意識啓発からもう一歩進めて、積極的にやっていくのがいいんじゃないかなと思います。

3つ目ですが、今後、第3次計画も作られるわけですが、この基本目標1は非常に重大な柱なので、成果目標が現在3つぐらいしかないわけですが、この3つではとても成果目標がどうなのかということを判断しにくいと思います。もう少し成果目標を増やして、例えば学校でどの程度出前講座が行われたとか、何かそういうことでも構わないと思うのですが、もう少し成果目標を増やしてこの柱を充実させた方がいいのではないかなというふうに私は思います。以上です。

高橋会長

はい、ありがとうございます。教育の場の先生方の意識改革、それから2番目として講座の存在を知らせるということ、3番目として成果指標をもう少し増やして、細かくして、分かりやすいようにすると、そういうふうなご提案だと思いました。よろしいでしょうか。事務局からお願いいたします。

**大竹地域づくり課
長補佐**

ご意見大変ありがとうございます。意識啓発については時間がかかる。まさにそのとおりで、私も同じように考えてございます。その中で、ただいま渡邊委員から学校の中でのということでお話をいただきました。昨年度もそういったお話がございましたが、1つの成果といたしまして令和3年度に市内全小中学校の名簿が男女混合名簿になっているということは、昨年もご紹介させていただいたところでありまして、それに関連いたしまして、ご紹介を申し上げたいことがございます。今、私が申し上げたのはあくまでも学校と申しますか、市の側からの考え方でございまして、令和4年3月20日には岩手日報に花巻市内の中学生の声が寄せられております。女生徒さんからですけども、この意見を抜粋して読み上げます。実際の中学生の声ということであります。「学校の名簿は男子が最初、下駄箱の名前の名札の色は男子が青で女子が赤。小学生の時、そんな学校生活には少し違和感があった。中学校に入ってから男女混合名簿に変わり、テストでは性別を記入する欄がなくなった。1人の人間として平等に扱われ、あの時の違和感が晴れたように思えた。」というような実際の声がありまして、まだまだ十分ではないかもしれませんが、学校の名簿が統一されたということについて、自分と無関係だと思っていると変わらない。よく知らないから、思い込みで偏見を持ったり差別したりする。だから、誰もが自分事と考え、社会に変化をもたらすことが必要だということで、学校の変化につきまして、実際にこのようなお声をいただいている。学校の先生方につきましても、引き続き男女共同参画に関する研修等も行っていただいておりますし、学校の中からもそういった時代時代に対応した、カリキュラムというお話がありましたけれども、そのカリキュラムの中までは私からは申し上げられませんが、実際に学校でもそのような取り組みをいただいているというような例としてご紹介申し上げます。

それから、毎月「ぷらっと花巻」を活用して行事等やってはどうかということでご意見をいただきました。大変いいご意見だと思います。推進員さん方は、今年度は、いずれは行事で使うため、自分たちでリーフレットを作りたいというところに活動の

力点を置いておりました、それができた暁には、そういった場でもご活用いただきたいというように考えておりますし、おそらく今年度もパープルリボンの配布につきましては昨年度と同じようにヨーカドーなどを会場といたしまして、やっていただけるのではないかなというように期待しております。こちらにつきましても、市として支援をしてみたいというように考えているところであります。

それから第3次計画の成果指標についてご意見をいただきました。この点大変重要なご意見だと考えております。指標の「男女の平等が図られていると感じている市民の割合」というのは、やはり指標の1番目にしておりますように大変重要な項目というように考えております。こちらにつきましても、人の心の内面ということでございまして、これの成果を測る指標を置くということが非常に難しいことでもあります。成果指標2番、3番、4番をご覧くださいますと、こちらは成果指標というか、どちらかという活動の結果の数値ということになりますので、やはりこの成果指標というのについては、直接市民の皆様がどのようにお考えになっているかということ、毎年度定点観測のために、アンケートをお願いしてお答えをいただくのがやはり一番かなというように私どもとしては考えてございます。講座に参加していただいた方にアンケートに回答いただくというのはもちろん考えられるのですけれども、講座に参加いただいているということで、元々関心の高い方というようなことが考えられますので、そうではなく、無作為抽出した市民の方々の意識を図って行って、その方々の意識がより高まっていくということが必要と考えております。

最初にいただいた渡邊委員のご意見にございますとおり、啓発というのは非常に難しいというようにいただきました。そのとおりであります。ただ、だからこそ、ここを上げるために、やり方等はその時代時代に合った、例えば今、オンライン等も取り入れているわけですけれども、そういった参加の自由度を上げつつ内容も工夫しながら、最近では多様な性に関する理解促進のためのセミナーというものも開催しておりますので、そういった時代の課題にも応じた内容といたしまして、地道ではありますけれども、こういった点には取り組んでまいりたいと思っておりますし、引き続き学校にも協力を求めてまいりたいというように考えております。いただいたご意見に対する回答、以上でございます。

高橋会長

はい、ありがとうございました。その他に何かご意見、質問ございませんでしょうか。学校とか、講座の存在を知らせるとか、そういうふうな形になりますと、今お話があった、あるいは説明にございましたのは中学などについてでしたが、その前段階といたしまして、多田恵委員、何かございませんでしょうか。

多田委員

先ほどお伺いした中学生の違和感が、私からしたらちょっとした変化でもそこまで考えたり感じたりしてるお子さんがいるんだということに、正直びっくりしました。やはりこういう小さいことでも、名簿を男女混合にするとか、お名前を呼ぶときに「くん」とか「ちゃん」ではなくて、男女平等の「さん」で名前を呼ぶ、男の子でも女の子でもそういうふうなという意識はだんだん定着してきていましたので、子ども達にそこまで響いていたというのが正直びっくりしましたし、そういうことに繋がっていくので、やはり私達自身も、毎回お話をさせていただきますけど、小さい時からの意識付けといいますか、意識を付けさせるというよりも自然にそうなるような社会にしていかなければいけないと思うので、そういったところで、改めて先ほどのお話をお伺いして重要なところかなというふうに思ったところではあります。

高橋会長

ありがとうございます。その他に何かご意見ございませんでしょうか。一通り基本目標の1から4まで行かましてですね、それからまた戻ってということもできますの

で、ひとまず、基本目標の2の方に移りましょうか。男女の社会における参画の促進という目標ですが、ご質問ご意見ございましたらどうぞ、挙手をお願いいたします。はい。渡邊委員お願いします。

渡邊委員

基本目標2については、数年間を見てくると花巻市の取り組みの成果が少しずつ出てきていて、特に花巻市の女性管理職の割合については、花巻市がやはり本気でやってきたというのが出ているのかなと思って嬉しく思いました。ただ、コミュニティ会議役員の女性の割合というのは本当に全く足りない状況で、ここについては本当に時間がかかるんだろうなと思いますが、コミュニティ会議の役員じゃなくて、例えば、広報の中に入っていた教育振興協議会の役員のところを見たんですが、教育振興協議会というのが学区単位であるんですけど、その役員はほとんどが男性で、女性はこの10数人の中に2人しかいません。ただ、理事になるともう少し増えていて、代議員になるとほとんど半々なんです。やはりこういうところからも、だんだん役員の方に女性が増えるようにして、コミュニティ会議の役員よりはこっちの方がまだもう少し女性を増やしていくっていうものには繋がるかなというふうに思います。実際に、自治会でも集まりがあると、班長というのがあるんですけど、班長は女性がすごく多いんです。やはり役員は女性が少ないけれども、そういうような流れがあるので、だんだんとそういうふうな役員の方にも増えていくように、市でどの程度何ができるのか分かりませんが、そこに少し何か道が見いだせるんじゃないかなというふうに感じます。

それから、市政への意見を述べる機会について、女性が特に低いというのがありますね。これも場の持ち方の工夫ということで、ちょっとこれでもできるかどうか分からないのですが、市政懇談会については、今は「市長がこの日に来ますよ。」という連絡が来て、そこに行くわけですね。そういうやり方もあるのでしょうか、例えば、私の住んでいる地区では、各月に班長会というのがあり、各月の第1水曜日が班長会議の日です。その日はさっき言ったように、女性が半分ぐらいの班長として集まるので、そういうところの最後の時間の30分を市長との懇談にする。そういうことを希望する自治会があるかどうか分かりませんが、そういうところに市長や市の人が出向けば、女性がたくさんいるところで、市への要望を聞くことができるなど、やっぱり今までのような持ち方だけをしていると、どうしても女性は市長と語る会のようなところにはなかなか来ないのではないかなと思いますので、そういうふうな工夫もしていくことがいいのではないかなと思います。

あと少し前のことと関連してなんですけど、ここの場所にいらっしゃる皆さんが、自分の自治会とか自分の学区とかそういうところに帰ったときに、今言ったことを思い出して少し動いてみるとか、あとは例えばPTA主催の学校の学習会もありますよね。そういうときに、PTA主催であれば、テーマとしてジェンダー平等とか性犯罪の防止とかそういうものを提案して、学校でそういうPTAの主催で親子で聞くというふうなことを企画してみるというようなこともあり得るんじゃないかなと思います。

あと3つ目の意見、またこれも成果指標のことなんですけども、前から思っていたのですが、この指標の13番から15番の部分ですが、ここの部分と男女共同参画の推進っていうのが、どのように結びついているのかがいまいよく分からないまま私はずっと見てきましたが、この13番、14番、15番と関連した実施事業一覧の26番から33番についても、どういうふうに男女共同参画に関わっているのかがちょっと私には分からないような感じがしています。ということで、質問になるかもしれませんが、よく意味が分からないのであればなくてもいいのじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。以上です。

高橋会長

はい。それでは事務局の方からお願いいたします。

大竹地域づくり課
長補佐

まず、コミュニティ会議の役員に占める女性の割合が低いことについて、そのとおりでございます。コミュニティ会議は平成 19 年度から活動いただいているところがありますけれども、その時点から比べれば増えてきてはいるのですが、やはりまだまだ低いと。ただ、何度も申し上げますように、令和 3 年度から女性の会長が 2 人出たという点については、非常に大きなことであったなというように考えております。それについては昨年の審議会で、今日はご欠席でありますけど、晴山委員の方から出ておまして、そのようにすることについて周囲の方々からの理解もあったからだという趣旨でお話もいただいたところでもあります。市といたしましては、こういった会長とはならないまでも、役員にやはり女性の登用を進めてまいりたいということで考えております。ただ、実際問題になっておりますのは、女性のなり手がいないということだけではなくて、やはり役員のみならず段々やはり不足してきていると。これは人口減少と少子高齢化というようなことも少なからず影響してきているのですが、女性の登用率を上げるということはもちろん、役員の方々のみならずなり手を確保していくということは、大変重要と考えて取り組んでいるところでありますので、ご理解をいただきたいというように思います。ご質問ご意見にはなかったのですが、審議会につきましても同じように考えておまして、こちら関係団体に女性の推薦を求めるなどしているところであります。あと、お話の 1 つでありました、市の管理職に占める女性職員の割合ですけれども、こちらはいきなり課長、部長にということにはなれないので、やはりその前の係長それから課長補佐への登用を進めて、ゆくゆくは課長、そして部長になってもらうということを、市長がこういった場でお話をしておりますので、引き続きそういったことに取り組んでまいりたいというようにところであります。

それから、成果指標の 13 番、14 番、15 番、これが男女共同参画にどのように結びつくのかということでもありますけれども、まず生きがいを持って暮らしていただいている高齢者の割合ということでもありますけれども、こちらにつきましては、こういった生きがいを持っていただくことによって要介護状態にならないと。そのことによって、ご家族につきましても介護等で仕事を離れるといったことにならず、先ほど令和モデルという話もいたしましたけれども、望まずに仕事を辞めるといったような原因にならないようにということも、分かりにくいかもしれませんが、含んでいる要因であります。それから、自分自身が心身ともに健康であると思う市民の割合と、定期的に健康診断などを受けている市民の割合ということは、女性の健康維持ということもありますけれども、やはりこれは女性だけではなくて、女性の活躍促進のためには家族も健康であることが重要であるというような考えも持ちまして、そういった考えからもこういった指標としておいたのではないかと思います。実は 8 年前に検討しているところでありますので、男女共同参画につきましては、渡邊委員はよくご存知のとおり、非常に多岐にわたる分野を含んでおります。市の総合計画と比べましても、ほぼほぼ内容が一致する、農林業から教育から、それからこういった健康分野も含んでいるというようにところであります。そういった広い内容を含むものでありますので、男女共同参画にこういった部分に関連する考え方として含まれるのではないかなというように指標につきまして、この第 2 次計画を作った際には、審議会のほかに検討委員会というものも置きまして、市民の皆さんの声も伺いながら、成果指標等を設定してまいったところであります。渡邊委員がおっしゃったように、もしこの審議会の皆様が成果指標をこういったように改めた方がいいのではないかとということ、8 月 29 日にも第 3 次計画の検討をしていただきますので、そういった場で一定の合意が得られるのであれば、成果指標等の見直しについて検討してまいりたいというよ

うに考えてございます。

市政への意見を述べる機会ということでありますけれども、こちらにつきましては、主に市政懇談会等のことを意識しておりますけれども、花巻市は市に意見を述べていただく機会といたしまして市政懇談会だけではなくて、いろいろな場面を用意しております。例えば、先ほど行政区等の集まりで市長と懇談できればということでありましたけれども、そういった特定の団体がテーマを持って市政についての意見を市長と交換したいということであれば、まちづくり懇談会というものも用意しておりますので、こちらにつきましては、開催の申し入れをいただければ、もちろん市長の日程が合うというのが前提になりますけれども、そういった設定もできます。あとは、まとまった人数で行くのは難しくても、自分一人で市長と話をしたいということであれば、先ほど渡邊委員からお話しいただいた市長との対話というものもあります。これは花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域と、本庁、支所単位で月1回、議会がない月に、この日にやりますということを広報しておりますので、そこに来ていただければ、市政に関わるということについて直接1対1で市長と意見交換が可能です。ただ、1人で時間を全部割くわけにはいかないもので、1人当たり何分という制限時間をつけさせていただきます。また、そのほか、なかなか市役所に来る時間がないということであれば、市役所の入口のところに市長へのはがきというものを設置しており、これを出していただくと必ず市長が目をとおします。その上で、回答を担当課が作って、その回答についても市長が必ず確認して、こういったことも書きなさいというような指示も踏まえまして、お一人お一人にお返事をさせていただいております。その他には、市長へのメールというものも、市のホームページにフォームがありますので、こちらで出させていただきますと、そのメールにつきましても市長が必ず目をとおしまして、ご回答を差し上げるというような広聴事業をやっています。市長に言うまでもないけれども、担当課の方々にこういったことを相談したいんだということであれば、直接電話でも結構ですし、やはりホームページから各課への問い合わせメールというものも用意しておりました。このように、方法としては5つ、市民の皆様方から意見を伺う機会を用意しております。これは、まちづくり基本条例の第5条に市民の参画と協働のまちづくりを進めるということがありますので、他の市と比べても広聴の手段としては充実している方だと思います。そういった意見を述べる機会というのは、私どもとしてはそういった手段を用意しているんですが、残念ながら認知度に繋がっていないためかこのような数字になってしまうということで、この点にご理解いただければと思います。ただ、市長へのはがき、メールにつきましては、年間100件ほどそれぞれいただいております、前に比べればだいぶ増えてきておりますので、そういった面から市民の皆様の声を聞くという点につきましては、市としては大切にしているつもりだということをご説明させていただきます。以上でございます。

高橋会長

はい、ありがとうございました。

渡邊委員

指標の意味はわかったのですが、ただその指標に基づいてやられている事業の中身を見ると、ちょっと違うのではないかという気がするんですね。様々な関連があって事業が100個ぐらいあるわけなんです、地域づくり課直轄の事業に関しては、かなりちゃんと意識されてやられていると思うんですが、それ以外の課がやっている事業に関して、どの程度男女共同参画のその理念というのが意識されているかどうかというのは非常に不明なわけですね。そういう面から考えた方がいいのではないかと思います。

高橋会長

はい、ありがとうございました。おそらく、市としては組織体として動いています

から、それぞれの役割分担があるんじゃないかとは思いますが。

渡邊委員

だからこそ、そういうふうな関連がないのであればない方がいいし、あるのであればあればいいし、そこをよく見た方がいいんじゃないかなということ。実施事業一覧の23ページから24ページのことを私は言っているんですけど、事業の26番から33番まで、ここはちょっとよくわからないなっていうところ。シルバー人材センター支援のところから33番までなんですけど、男女共同参画に繋がるような中身であればやっというと思うのですが、ということですよ。

高橋会長

はい。ということでございます。

藤井地域振興部長

地域振興部長の藤井です。ただ今のご指摘につきまして、第2次男女共同参画基本計画の中に、お年寄りの方、1人暮らしの方、高齢者夫婦の方も外に出ること、生きがいや心身の健康づくりに加え、ボランティア活動や地域活動など社会参加を促進するということがいわゆる参画であり、高齢者の方も地域や社会活動にも参画していくと、そういう意味の市民参画ということで、文章の中にうたっております。その中で、やはり高齢者の方とかが、健康づくりをし、病気にならないで、そして外に出ているんなことに参加したり、交わりを持つこともテーマになっているというところから、この成果指標を定めたものであったと思います。ただ今の意見のとおり、男女共同参画というのが、平等とかそういうことだけでなく、やはり外に出てみんなで活動するとか、地域活動に参加していくっていうことも踏まえて、定めたというものであったと思うのですが、今の話についても、やはり直接その成果指標が何に繋がっているとか、そういうところを担当課の方で理解していなかったところもあるかと思っておりますので、そういうところについては今後の第3次の計画を定めるときには、もう少しそういうところも含めて、各課がこの仕事をしていることが何に繋がっているかということの再確認をするということで、私達の方でこれについては内部でも検討していく、あるいは内部での各課等の調整していくということとしたいと思っておりますので、意見として承りたいと思っております。

高橋会長

はい、ありがとうございます。では、そのほかございませんでしょうか。健康の問題になりますと、工藤直人委員いかがですか。

工藤委員

工藤でございます。13番、14番、15番の成果指標ですけれども、私は心身に健康でなければ、相手の価値を認めるようなエネルギーが生まれてこないんじゃないかなというふうに思います。そういう中では、やはり自分の生きがいを感じられなければ、他者に対する思いやりや他者の価値観を認めるというエネルギーも生まれてこないのかなというふうに、私は医療の現場にいて思います。私達が仕事をしていく上で、やはり自分たちの健康がままならなければ、患者さんに温かい言葉をかけたり、多種多様ないろんな価値観を持って患者さんを温かく見守ることができないものですから、そういう視点からいくと、やはりどの施策にも繋がるとは思いますけれども、ご自身の心身の健康であるとか、ここに書いてある健康診断もその一角ではないかなと思いますし、自分たちの生きがい、やりがいがあるからこそ、自分たちの職域で他者を認めるというような発言や風潮を作っていくのかなと思います。やはり、どんな施策でも健康というのは、重んじる必要があるのではないかと私は思って今聞いていました。以上です。

高橋会長

はい、ありがとうございます。健康で豊かな社会参画、そういうふうなことだと

と思いますが、平賀朋枝委員、いかがですか。

平賀委員

そうですね、やはり高齢者世帯の方とかは、今ほとんど独居の方とか高齢者夫妻だけで暮らしている家庭っていうのがすごく多いと思うので、そういった方々に地域に出ていただくような、そういう啓発活動というか、生きがいを持ってもらうっていうのもやはり大事かなと思います。以上です。

高橋会長

ありがとうございます。それでは基本目標2のところなんですけど、その他ご意見はございませんでしょうか。繰り返しになりますが、基本目標4まで行って、それから思い出したということもあり得ると思いますので、次の基本目標3、11ページ、男女のワーク・ライフ・バランスの推進、そちらの方に進みたいと思います。ご質問ご意見ございましたら、どうぞ挙手をお願いいたします。小田島委員、いかがでしょうか。

小田島委員

ワーク・ライフ・バランスということで見ていて思ったところが、他の指標だと、10代、20代のところが結構いいポイントで「理解している」とか、「満足している」というのが挙がってくるのですが、このワーク・ライフ・バランスに関してだけは、全体的に半々というか若干悪い評価が伸びてるなというのが見受けられます。働き方というのはどうしても学校教育とかそういう世界からも飛び越えた社会生活のことなので、経営している方々が、考え方が変わらない限りはこういったことも変わってこないのかなというような、そんな感じの指標が見受けられます。

高橋会長

ありがとうございます。それでは熊谷久委員、お願いいたします。

熊谷委員

ワーク・ライフ・バランスの推進のところ、先ほど話が出たように、女性のポイントが下がっているというのがちょっと気になりました。コロナ禍でそういう状況もあったということですが、ここのところはいつも大体同じような傾向が出るのかなと思ってございますけれども、聞くときに掘り下げて聞けないものかなと思いました。いつも、推論すればこうなりますということでございますけれども、多分ここのところがポイントになって出てくる場所なので、そうすれば具体的に問題点が明らかになるのかなと思うので、それに応じた対策をとっていくということが必要ではないかなということをおもいました。

ワーク・ライフ・バランスにつきましては、女性の活躍ですとか、育児介護とかのところを担っているところがございますから、そういう事業所の表彰なり、意識付けのところも市としても取り組んでいただけないかなと思ったところでございました。以上です。

高橋会長

はい、ありがとうございます。そういたしますと指標を少し工夫するとか、そういう感じになりますか。

熊谷委員

同じようなところが経年的にあるのかなと思います。ちょっと難しいのかなと思ったんですけども、状況がより分かるようにするには、次年度以降でも項目を設けるなりして聞けないものかなというふうに思いました。

高橋会長

はい、ありがとうございます。事務局の方からお願いします。

大竹地域づくり課
長補佐

ご意見ありがとうございます。冒頭で要因分析しているものではないというように申し上げましたが、ワーク・ライフ・バランスにつきましても同じでございます。こ

ちらはまちづくり市民アンケートと申しまして、毎年度、年度当初に満 15 歳以上の市民の方を 2500 人抽出いたしまして、アンケート用紙を配布してご回答いただくというものなんですけれども、調査項目が実は男女共同参画に限っておらず、生活やまちづくり、それから防犯、防災、健康について、福祉について、生涯学習といったように非常に多岐にわたっておりまして、設問数がかかなり多くなっております。そういった絡みもありまして、やはり他の課でも自分たちの課でやっている仕事の参考とするために、設問につきまして、複数の課で入れたいということもありますので、要因まで聞けるように設問を増やしたいところではあります、なかなか難しいといったようなところがあります。ですので、直接の解決策にはならないかもしれませんが、平等という意識についてこのような結果になっているのはどのようなことが要因として考えられるかというような市の職員での討議ですとか、それから、その年その年の男女共同参画白書で出てくる全国的な傾向がやはり花巻でもあるのではないかとというようなところでご紹介をさせていただいたところですが、この点については、ご意見として承りまして、可能であればそういったことも考えてまいりたいというふうに考えております。

あと、先ほど小田島委員からいただきましたワーク・ライフ・バランスについての若い世代の意識ということでもありますけれども、先ほど申し上げたように 15 歳以上の市民の方に調査をさせていただいているところではあるのですが、10 代の方々からの回答数というのは、努力はしているんですけども、なかなか少ない状況でありまして、分母が少ないので割合が極端に出ることがあります。回答数が少ないということについては市役所いたしましても、若い世代に回答いただけるようにということで、従来の紙の他にインターネットでも回答できるようにするですとか、そういった点についてはなるべく努力をしているのですが、今後も引き続き若い世代の意見を取り入れられるように、手段等の検討を進めてまいりたいと思いますので、ご了承をいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

高橋会長

はい、ありがとうございました。それではいかがでしょう、佐藤貴哉委員。

佐藤（貴）委員

はい、佐藤です。今の事務局の答弁であったところなのですが、まちづくりアンケートの量が膨大で、確かに回答者からすると、突っ込んだ質問があるとなかなか時間を取られまして、回答が難しいのかなというところではあると思うのですが、そういうことをやっていかないと、的確な検証ができないのではないのかなと感じたのがまず 1 点です。

もう 1 点が、ワーク・ライフ・バランスなのですが、今回、男女共同参画という観点で見えらっしゃると思うのですが、今このエリアというのは深刻な人手不足に陥っていて、企業さんからすると、やはり残業がどうしても増えているというのは私達の団体の中でも聞こえています。そういう状況によって、ワーク・ライフ・バランスが崩れてしまっているという側面もあるのかなということをちょっと思っていましたので、意見させていただきました。よろしくお願ひします。

高橋会長

ありがとうございました。はい、それでは早野こずえ委員お願ひいたします。

早野副会長

早野です。今の熊谷委員と佐藤委員のお話の流れからきまして、まず先ほど事務局がおっしゃった 15 歳から 19 歳はなかなか回答していただきにくい、ということだったら、中学校高校にアンケートを送ってしまって、学校で今書いてくださいというふうにしてもらってもいいのではないかと思います。インターネットや G o o g l e フォームで回答するといったこともいいと思います。あとやはり、そこまで突っ込んだ

ことを聞くと、まとめるのが大変かもしれませんが、それはなぜですかということ聞かないと、空欄で出す人は空欄でいいから、書きたい人が書けるようにしていき、吸い上げるといふか、意見を汲んでいかないと。市職員の方が憶測でいろいろ話し合ってくださったグループワークもいいのですが、やっぱり解決していかないのではないかと、こちらとしても把握できないと思いました。

ワーク・ライフ・バランスに関してちょっと述べさせていただくのですが、私、日経 Woman のメルマガの有料会員になって最近読んでいるのですが、先ほど冒頭で事務局からお話があったように、2023 年版のジェンダーギャップ指数ランキングで日本は過去最低の 125 位だったそうです。いつも先進国の中で最下位とか、長時間労働、自殺率など不名誉なことが結構最下位なのですが、それをどう受け止めましたかというテーマで、「ただ世界の中では何位だったとか、去年より上がったとか下がったとか、何か数字を見ているだけで本質を見逃していると思う」と、政治家の女性が述べていました。「ジェンダーギャップ、男女格差は病巣であると捉えなければ対策は進みません」と。ちょっと紹介しますけれども、「今、国会で子ども子育て政策を大きく取り上げているのは、多くの議員が、少子化は我が国の最大の病だと、対策を取らねばとようやく重い腰を上げたから」だそうです。ただ、「少子化が我が国最大の病だとは思っていない」と。その政治家の女性は、「他にもっと深刻な病があって、少子化はその合併症である」と言っています。「大元の病を無視したまま少子化対策にいくらお金をつぎ込んでも、事態は改善しない。その大元の病は何かというと、やはり今まで話に出たように、固定化された性別役割分業意識ですとか、男女不平等、長時間労働、非正規雇用、実質賃金の低下、多様な家族の形を認めてこなかったことも含まれるということです。結局はこれまでの政治というのは、戦後の高度経済正常成長期から来ているので、日本はちょっと独特だと思うんですけども、育児も家事も介護も全部女性が担い、男性が長時間働ける環境に導く政策を行ってきたようです。悩ましいのは、やはりその高度経済成長期においては合理的だったかもしれないこの政策が、今、病巣化しているという感覚が政治の現場にいる議員たちにはないということです。ちょっとその話はまた長くなるのでやめるんですけど、やっぱり私もいろんなソーシャルな活動をしていたりですとか、PTA 会長をしていたりですとか、さっきお話に出ていた教育振興協議会の役員 2 人のうちの 1 人だと思うのですが、あと出張の多い仕事をしていたりですとか、2 人目の赤ちゃんが 0 歳の時から自分で仕事をしているのですが、やはり女性が前に出たりちょっと活躍し始めると、子育てしていないとか自由奔放にやっているとかが言われます。まだまだ日本もそうだし、特に東北、花巻はそうだと思います。はっきり言って男尊女卑が色濃いと思います。女だから言われる、男は言われなくて結構あるので。私の夫も管理職になってから、お産以外全部一緒にやっていたぐらいの人なんですけど、やっぱり結局女性の方がやることが多くなったりですとか、さっきも話に出た夕方以降の家事育児はほとんど女性であったりですとか、そういうことで結構負担がきて、疲れているというご家庭が多いと思います。だから、ワーク・ライフ・バランスって、前から私言っているんですけど、5 対 5 で仕事と家庭じゃなくてもいいと思います。人によって、本当に 2 対 8 の人もいれば、7 対 3 の人もいると思います。あとは、夫の年収が 1000 万以上でとか、経営者で本当に家にいられないから専業主婦しているとか、そういうお家もあってそれぞれでいいと思いますが、やっぱり傾向として、根強い意識としても色濃いから、こういった傾向にあると思います。ついでに言いますが、男女共同参画推進員の皆さんが寸劇とか講座やってくださっているというのも、市のホームページ見たらやはりご高齢の方がいっぱい聴講してらっしゃるのですが、誰のための寸劇とか講座なのか、誰に向けてのものなのかってところを見直していかないと、ちょっと年々変わっていかないかなと思います。取りとめのない話で失礼しました。

高橋会長

はい、ありがとうございました。今回は成果指標そのものについてというふうなところで、お話いただくということで、内容の方に入りますと、また第3次計画との関わりが出てくるとお思いますので、貴重なご意見をご参考までに考えていただくというところで、事務局の方、お願いいたします。

大竹地域づくり課
長補佐

はい、ありがとうございます。今お話いただきました要因の分析をもう少しということで、全くもってそのとおりであります。今、ご報告申し上げましたのは、毎年市として全体でやっている市民アンケートですけれども、今度、皆様方にお見せしたいと思っておりますのが、第3次計画策定のために行った市民意識調査というものがございます。その中に、一般に男女がともに仕事、家庭生活、地域、個人生活の両立を可能とするためには、特にどのようなことが必要だと考えますかということで、給与の差、昇格の機会等の男女の差の解消ですとか、研修や職業訓練の機会の確保ですとか、それぞれが考える要因について選択をしていただいております。十分ではないかもしれませんが、分析の一助にはなるかなというように思っておりますので、男女共同参画分野につきましては、そういった点も今度は第3次計画の中でご検討いただく中で、そういった点もお示しをできるかというように思っております。また、自由記載欄では、「給与はそのまま週休3日制にしてほしい」ですとか、「高齢者及び地元から離れたことがない人々の意識改革が改善のためには必要」といったようなお声もいただいておりますので、今後、計画のご検討をいただく中で、皆様方にもこういったデータをお示しいたしまして、第3次計画策定の際にはご検討をいただいてまいりたいというように考えてございます。ただ、これを毎年度やるのはなかなか難しいという点についてはご理解をいただければ、と思っております。

あと早野委員から、若年層の回答率を上げるためにアンケートを学校に送っては、とご意見をいただきました。毎年度の市役所共通でやってるアンケートではやっていません。それから男女共同参画の今回の調査でもやらなかったんですが、他の計画策定の際には直接学校の方に送っている例も出てきておりますので、そういった例の回答率なども見ながら、おそらく今後、検討が進んでいくのかなというように思っておりますので、事例としてはそういったことも出始めているということで、ご紹介申し上げます。以上でございます。

高橋会長

はい、ありがとうございます。それでは、次の基本目標に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、17ページから始まります男女間の暴力の防止と根絶という基本目標に関しまして、成果指標が出ておりますが、ご質問、ご意見ございますか。はい、渡邊ひとみ委員。

渡邊委員

DVに関して花巻市の職員の方々への研修を行ったということで、値が305人になっているところがあるんですが、それは大変良かったんじゃないかなと思います。

それから、相談件数が増えていないとしても全国的には大変増えているという実態がありますので、やはり花巻でも相談できていない人の数は少なくないんじゃないかなと思います。2020年に内閣府が調査したところ、性暴力にあっても相談ができないというのは、女性の6割がそうだったということなので、やっぱり相談してきたものだけを見るというのは、現実を見ることにはならないのではないかと思います。そういう意味でも、こちらから近づいていくという意味で、「ぷらっと花巻」を使ったパープルリボンの取り組みは良かったらうかなと思います。それからさらに、デートDVの出前講座が3校に増えたことは、それもすごく良かったと思いますが、やはり全

校で実施してもらいたいと思います。2020年に刑法が改正されて、政府が性犯罪・性暴力対策強化の方針というのを出したんですが、それに伴って文科省と内閣府が手引きと教材を作りました。それが生命の安全教育というものです。それはもう各学校にも行っているんですけども、この間の新聞で、それがあまり広まっていないという実態があることが分かっています。それから前にも私が言った、包括的性教育ということですが、生殖に関する内容だけではなくて、人権尊重を基盤とした健康やジェンダー平等や人間関係など幅広く学ぶ教育としてユネスコが推奨して世界的に広まっているものなんですが、こういう生命の安全教育とか包括的性教育を、積極的に花巻市の小中学校高校で取り組ませていくというふうなことは、被害者も加害者も作らない教育として非常に重要なんじゃないかなと思うので、ここの部分に3次計画でも力を入れてもらいたいと思います。以上です。

高橋会長

ありがとうございました。第3次計画そちらの方への要望ということが大きいわけですかね。はい、事務局お願いします。

大竹地域づくり課
長補佐

ご意見ありがとうございます。ただいま渡邊委員からいただきましたパープルリボンの配布等の件につきましては、リボンと併せまして、内閣府の相談窓口についても周知をするカードと一緒に配布をさせていただいております。もちろん市の直接の相談窓口というものもご紹介すればいいわけですけども、なかなか市役所に繋がってこないというのは、知り合いがいると話しづらいというところもあるのかと思ひまして、昨年度はリボンと併せまして全国的な相談窓口についてお知らせをしたところがあります。今後もそのやり方につきましては、ただいまのご意見も参考にいたしまして検討させていただきたいと思います。

あと、包括的性教育のお話をいただきました。包括的性教育につきましては、昨年度花巻市で市内の養護教諭を対象といたしまして講演会を実施しているということでもあります。また、本年度より、全校ではありませんが希望する中学校で、中部病院の先生を講師に、中学生を対象といたしまして、今年度から新たに事業として実施していくということで伺っておりますので、その実施した中身についてはまだ伺っておりませんが、やっていく予定だということについてはお話を伺っておりますので、来年度の年次報告の際にはどういった形で実施されたのかということについてお話をできるかなというように思っております。以上でございます。

高橋会長

はい、ありがとうございます。それでは、このあたりで教育の問題がちょっと出てきましたけれども、高橋岳志委員、いかがでしょうか。

高橋（岳）委員

花巻市PTA連合会から参加させていただいております高橋です。DVのところ非常にやっぱり大事ななと思ってお話を伺っているんですが、先ほど渡邊委員の方からもありましたように、DVの相談というのは潜在化しやすいということだと思いますので、数が減ったからいいということでは当然ない。いじめとかですね、虐待と同じだと思うのですが、やはりいかにその相談に繋がっていない人たちを相談に繋げていくか、支援に繋げていくかといったようなところで、いわゆるアウトリーチ、こちらから出向いていっての相談とかですね、そういったことが大事になってくると思うので、そういったところに対して施策化できるような取り組みがあればいいのかなと思って見ておりました。そういったことを感じる中で、その相談窓口を知っている市民の割合といったようなところが非常に大事なのかなと思います。世代にこだわらずといいますか、各世代同じように、若い世代から高齢の世帯まで知っていて、何かあればそこに相談すればいいんだといったようなところがまず分かっているという

ことが大事なことになるのかなと思うのと同時に、いかに敷居を低くするかといったようなところだと思います。何かあれば警察とかですね、市役所といったようなことあると思うんですが、やっぱりそこまで繋がるというのは、非常に市民からしてみれば大事になると思いますので、やはりその窓口をどう作っていくかみたいなのも含めて、今後考えていく必要があるのかなと。昨年度まで女性相談をNPOの方に委託してた事業があったと思うんですが、私聞いたところ今年度は終了したといったようにお伺いしてますけれども、相談窓口はいろいろあっていいと思うので、知っていただくといったことと併せて、そういった窓口を作っていくといえますか、行政にしてみれば作っていくお手伝いをしていく、そういったことも含めて考えていくことが必要なのかなと思って読ませていただきました。計画に関して、何か意見とか質問ということは特にありません。以上です。

高橋会長

はい、ありがとうございます。それでは、草木幸子委員お願いいたします。

草木委員

草木です。民生委員の立場でお話したいと思います。DVに限らず、我が地域で民生委員を、誰が担っているのかというの知らない人が多い。年をとってくれば、私達民生委員というのは、独居とか高齢者世帯に関わりますのでそういう家庭には覚えていただけるんですけども、若いお母さんたち、子育て世代の人たちは、民生児童委員といって学校にも繋げてくださるという民生委員さん、私もそうなんですけれども、そういう方も覚えていただけないというふうなことがあります。それから、地域であれば地域の町内会長が誰なのかも知らない、区長が誰なのかも知らない、だから町を歩くときに私が町内会長ですと言って歩かなきゃならないような感じで、それだけ知られていない。そんなふうな地域社会になっていて、しかもみんな個人主義で、あまり私達民生委員といえども、ちょっと怪しげだなと思っても、そこに介入ということではできませんので、そちら様から声を出していただくとか、同じその班内のあそこでこういうことが起きているんだよというような情報がなければ、怪しいだけだと、ちょっと対応できないので、その辺が悩ましいところなんです。

それから、このDVにしても、被害を受けている方はやはりおられると思います。だけど、そういう人たちからこの相談の声がかからないというのは、やっぱり自分のご主人を守りたいってこともあるだろうし、またよく言う外では羊みたいなんだけど、家に帰れば狼になってしまうご主人、そして奥様も夫婦の愛情と勘違いして、そこに慣れてしまっ、依存体質になってしまうとか、自分がそのお金のことでどうにもならないから夫に依存するしかなくて、やられっぱなしでいるとか。例えばそういうちょっとした相談を受けた時、そういう兆しを受けた時に、それをキャッチするというのがすごく大事。市役所の窓口の若い方達だと思うんですけども、その若い人達に、そういうふうな夫婦の微妙な痛みなんかというのをキャッチできるのかな、学校を出たばかりで、そういうふうなことが分かるのかなと。私も自分の若い時を思えば、全くそうしたことというのは、世の中にないものだと思って生きてきましたので。その時に考えられるのは、この窓口にそういうところに長けた人というか、すぐキャッチできるような経験を踏んだ人を置くとか、そうすることで相談者を逃がさないとか、そういうふうになんかちょっと手を加えて、考えてみるということも必要かなと思いました。

高橋会長

貴重なご意見ありがとうございました。実際には、いろいろそういうふうな場とか人とかあるのに知らないという、そこがかなりネックになっているということですかね。

草木委員

相談する側の心情を、共感できない、理解できないという方はいらっしゃると思う。精神を病んだ子どものお母さんにしても、いっぱいいらっしゃると思うのですが、精神を病んだ子どもを持つということがどういうことか、例えば、精神を病んだ方の相談の際に、市役所で手続きしていただけるんですけど、その時の対応が淡々としていて、「統合失調症の家族というレールに乗せられた」という感じだった。金銭的な不安についても、専門家の人たちからは「お金を借りたらどうですか」という話で、もう相談なんてしていただけないと思い、「私が何とかしなくては」と思ったわけですけど、そういうふうな人を作らないように、包み込めるような市役所の体制というか、日頃から勉強というのが必要だと思います。

高橋会長

はい、ありがとうございます。事務局の方から、お願いします。

藤井地域振興部長

役所の体制ということもあったのですが、今、生活相談を受けたりするときには福祉部門だったり、それから総合相談センターというところもあるのですが、例えば支所であれば1つの係が1つの部の仕事をやっていて、1人1人が本庁の1つの課の仕事をやっているということなので、なかなかそういう点ではちょっと相談に乗るといのは難しいこともあるかと思えます。例えば、市の職員の中には、地域の事を知っていて、過去にいろんな団体の事務局もやっている方、そして様々な方々の意見をどうまとめていくかということを経験した方もおります。こうやれば人の意見を聞けるよとか、経験談で分かる方もおります。今お話があったように、例えば生活をしているの悩みについてはいろんなパターンがあるとすると、例えば人生経験の中でいろいろなことをやってきた方もおりますし、仕事の上でも経験を積んだ方もおりますので、そういう相談に乗れるということをして市としてどういう体制であればお話を聞きやすいか、あるいはその場ですぐ即答できなくても、本当の悩みがどういうものかということを理解して、それを誰に繋ぐかというのをきちんと理解するようなことをしなければ、その場だけで「話が終わったなら帰っていいですよ。」ではなく、そこから悪い方の展開に行くということもあるかと思えます。私も石鳥谷町の教育委員会にいた時に、たまたま電話をかけてきた人から「子供を殴ってしまい、血を見て初めて何をやっているのか気が付く、それを繰り返してしまう。」という相談を受けたことがあります。今はどこに相談しようというのはある程度分かるのですが、まだ私も親になったばかりだったこともあり、困惑したこともあり。電話を受けた担当者の方も分からないこともあるかもしれませんので、そういうところについては例えば地域づくり課が男女共同参画という計画あるいは推進する方針を示した中で、こういう基本目標を持ってますよというの、やはり庁内で共通理解をして、そういうときにはどう対応すればいいかということも常に学ぶとか、あるいは自分が答えられなくてもどうやればいいのかということ、市民のためにどうあればいいのかということ動機付けする、意識付けするということは大事だと思います。これについては組織のこととか、人事のこととかそういうところにも繋いで、何とかより良い形を考えていきたいと思えます。今日はこの計画ということですけど、そういうことについても市の体制ということでお伺いしましたので、ご意見として賜わらせていただきたいと思えます。

高橋会長

ありがとうございます。地域の現場といいますか実情と、市の方の公的な政策とか施策とドッキングさせるっていうか、コーディネートするというそういうふうな感じですかね。ということで、大体よろしいでございましょうか。

それでは、以上により令和4年度第2次花巻市男女共同参画基本計画に基づく年次

報告の審議を終了したいと思います。年次報告については後日公開されるということでしたが、よろしいでしょうか。このことについて事務局よりお願いいたします。

藤井地域振興部長

令和4年度の年次報告の記載について、貴重なご意見ありがとうございました。ご審議いただいた内容につきましては、このとおり今回は公表させていただきたいと思うんですが、途中でご意見賜りましたこと、特に記載内容が変わっていないような感じがするというところがありました。逆に視点を変えると違った面での反省とかが出てくるかもしれませんし、そういうところもこれからは私達の検討する中では含めてやっていきたいと思っています。それから、アンケートの関係が出ましたが、なかなか詳しく取れないということもあったんですが、例えば、私、前の課で賢治まちづくり課にいたときには、賢治の関係施設に行ったことがあるかというのに対して、「ある」「ない」とかだったんですが、本当はどこの施設に行ったんですか、何で行かないんですかと聞きたかったんです。そうすると、回答だけで2時間から3時間かかるような内容になるということで、出来なかったこともあったんですが、ただ、やはり理由について推計ではなく把握することが必要だというご意見もありますので、そういうところは十分意識しなきゃいけない、そのことについても今後の住民の意見を聞くやり方があるのではないかと、検討することができるのではないかとというふうに思います。あと小学校の生徒を対象にするとか、どこの地区の、あるいは何歳程度の方ということもあるので、全員に記載してもらえないのであれば、うち何人とかということもあるかもしれませんが、いずれそういうやり方も皆様方からご意見賜りましたので、それについては全体的なことかもしれませんが、そういう面も重要な意見だということで認識させていただきました。いずれ今日の令和4年度の年次報告書についての公表につきましては、皆様方からご承認いただいたということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

高橋会長

はい、ありがとうございます。次が資料のNo.3のお話ということになるんでしょうか。令和5年度第2次花巻市男女共同参画基本計画に基づく事業一覧について、お願ひします。

**大竹地域づくり課
長補佐**

こちらにつきましては、一つ一つ説明を申し上げませんが、あくまでも今ある計画は基本計画ということで、考え方を示すものであります。その考えに基づきまして、市役所といたしまして今年度こういった事業を展開していくということでご紹介をさせていただくものであります。今回ご紹介させていただいた事業につきましては、来年度の年次報告書に表れてくるものでございますので、またその際にはご評価をいただきたいと思います。ということで、皆様には、後ほどご覧いただければというように思いますのでよろしくお願ひいたします。

高橋会長

はい、ありがとうございました。1ページ目の成果指標の2の参加者の割合が33.3%っていうのを最初に見たときは驚きました。そして事業一覧ですかね、そちらの方を拝見いたしました。ここには託児、子供を預けたっていうところが全て0人というふうな形で出ていますのは地域づくり課だけでしたけども、そういうことからなのかなとも思ったんですけど、要するに、お子さんの育児にあたられているお母さんたちが参加できないとかですね。そういうことではなかったようで46.2%ということでしたので、よくよくやっぱり聞いてみないといけないなと思いました。

**大竹地域づくり課
長補佐**

今の託児0人ということではありますが、実際に利用された方は0人でありましてけれども、お子さんと一緒にリモートで参加するという方が最近はいらっしゃいます。講

座をパソコンで聞きながら、後ろで子供たちが遊んでいるというようなですね。なので会場で参加する際に託児は利用しないけれども、お家で子どもを見ながら、実際には子どもを気にしながらなのでなかなか集中できないと思うのですが、そういった形で新たな形としてご利用いただいているということはあります。特別そういった記述はしておりませんが、リモート参加者の中にはそういった方もいらっしゃいます。

高橋会長

ありがとうございました。事情を知らないと「勝手にコロナ禍の威力はこんなに大変だったんだ。」というふうに思っておりました。

それでは、また後半が始まりますので、その間休憩に入りたいと思いますが、今 15 時 17 分くらいですので、25 分まで休憩としたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

(休憩)

4 同性パートナーシップ制度について

高橋会長

それでは 25 分になりましたので、引き続きまして次第の 4 番、同性パートナーシップ制度について移ります。

前回の審議会では、パートナーシップ制度の概要について、岩手県内ではパートナーシップ制度を一関市、盛岡市が導入している、その制度の対象者の要件や可能となるサービスなどは自治体によって異なるという説明が事務局よりありました。また、花巻市では制度を導入する場合には条例により整備したい、要件については検討中というお話でした。前回同様、このことについては順番に委員の方からご意見をいただきたいと思っております。それでは事務局から説明をお願いいたします。

大竹地域づくり課
長補佐

ただいま会長からもございましたように、パートナーシップ制度につきましては、前回 6 月 28 日に開催しました令和 5 年度第 1 回男女共同参画審議会におきまして、市の考え方を申し上げさせていただいたところであります。今回、若干振り返りをさせていただきながら、再度ご意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。

全国で多様な性への理解が広がりまして、パートナーシップ制度を導入している自治体は、令和 5 年 6 月 28 日時点で 328 自治体となっており、都道府県、市町村合わせまして 1771 自治体に対する割合といたしましては、18.5%となっております。しかし、制度を条例や要綱などで制定しないまでも、実際には行政サービスの対象といたしまして広げているというような例もありますので、これからすると実質的にサービスを受けられる自治体はもう少し増えるのかなというように捉えております。

花巻市におきましては、本年 2 月 24 日の市議会の定例会におきまして、市長よりパートナーシップ制度を条例によって導入することを検討すると表明しております。先ほど申し上げましたほとんどの自治体につきましては、要綱で導入を行っております。要綱というのは議会に諮らないで、市の決裁で制度を定めることができるというものでありますけれども、当市におきましては、市長の判断だけではなくて、制度について市民参画を行った上で、そして市民の皆さんから選ばれた議員で構成される市議会での議論を経て、条例として制度を整備したいという考えであります。この点を踏まえまして、前の委員の方々の任期中にはなるんですけれども、本年 3 月 20 日の

この男女共同参画審議会の中で市長の考えにつきまして、委員の皆様へお知らせをさせていただきました。また6月28日の審議会におきましては、県内の事例といたしまして、昨年の12月に制度を導入し、対象者を性的少数者の方々としている一関市、それから本年5月に導入し、対象について性的少数者の方々の同性パートナーシップのほか、異性間の事実婚も含めている盛岡市の例についてご紹介をさせていただいたところでありました。そして委員の皆さんからお考えを伺っております。その際に委員の皆様から、「まだどのような形がいいのか判断ができない。」ですとか、それから「事実婚も含めるべき。」ですとか、あるいは「初めは性的少数者の方々を対象とすることではないか。」というお話をいただいたところでありましたが、まだどのような形が良いか判断できないということもありましたので、パートナーシップ制度についてさらに情報提供が必要と考えまして、今回お話をさせていただいたところでありました。

今回、資料をお示ししておりますけれどもNo.4でございます。今回お示しいたしました資料の中で、パートナーシップ制度を条例で導入しているところにつきましては、地方自治研究機構の調べによりますと、本年6月23日時点では、全国で15自治体があるということでありました。先ほど、制度を導入しているのは328と申し上げましたが、条例でやっているのは15の自治体だということでありました。また、東北におきましては、条例での導入例はないということでありました。パートナーシップ制度を導入している自治体のほとんどが、要綱などによって制度を運用しているものと認識しております。本日資料として示しているのは、この15自治体のうちから抜粋をさせていただきました。それぞれのホームページで内容を確認できたこの5つの市の例をご紹介させていただきます。制定時期については、早いところは一番左の平成31年4月の岡山県総社市になるわけですが、最も新しいのは一番右側にある東京都町田市の本年4月1日ということになっております。なお、愛知県岡崎市につきましては、男女共同参画条例を令和4年4月1日に改正施行して制度を導入しているところでありました。他の4つについては、男女共同参画条例とは別に新たに条例を制定した市ということでした。また、東京23区のうち渋谷区、杉並区も条例により施行しているのですが、規模が違いすぎるので資料には含めておりません。渋谷区は全国でいち早く制度を導入したところなんですけど、規模が違いすぎますので載せてないというところでありました。ただいま申し上げましたように、施行時期については令和5年4月1日が一番最新のところでありましたので、これらの条例につきましては、本年6月に国会で成立したLGBT理解増進法の成立前に制定されている条例だということでありました。その点を踏まえまして、お話をさせていただきます。

一覧にございますように、自治体によって、制度の対象者を性的少数者に限っているところが、この表の中では沖縄県浦添市それから東京都町田市であります。また三重県いなべ市につきましては、「事実婚含む」と表示しておりますけれども、この点確認の結果、いなべ市は同性パートナーシップに限っておりますので、いなべ市の「事実婚含む」という記述につきましては削除をいただきたいと思います。訂正してお詫び申し上げます。一方で、異性間の事実婚も対象としておりますのは、岡山県総社市、それから愛知県岡崎市であります。岡崎市におきましては、最初、市の素案では、性的少数者を対象とすることによって想定しておりましたものを、こういった男女共同参画審議会、今は名称が変わって「多様な性に関する」というような文言もつきましたけれども、その審議会での議論を経まして、異性間の事実婚も対象とすべきだということになりまして、そしてさらにパートナーの子供もファミリーシップとして届け出の対象とすることなど、当初の予定から範囲を広げて制度の導入が行われております。なお、岡崎市の議会におきましては、全員の賛成により可決されているようであります。

条例の表題につきましては、他の市が多様な性を認めるですとか、性の多様性を認めるですとか、そういったような表現になっておりますけれども、ただいま申し上げましたように、岡崎市は男女共同参画条例の改正によるものでありますため、他の市とはちょっと名前の表現が違っているということになってございます。次の目的規定でありますけれども、目的については、多様な性を認め合う、尊重する、あるいはそういった社会を実現するといったような表現となっております。

次の定義につきまして、黄色の網かけをしておりますが、ここではパートナーシップ、それから宣誓という箇所の下線をしておりますけれども、同性間、異性間の事実婚も対象とするというような違いがある場合でも、考え方、表現については概ね同じかなというように見ております。

基本理念につきまして、岡崎市では男女共同参画条例の改正でありますことから、こちらの基本理念の第3条の第4号、(4)で表示しているところですが、「家族を構成する全ての人が互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とが両立できるよう配慮されること。」というところで、男女共同参画全般にわたる考え方がやはり男女共同参画条例の改正によるものですので、他の市にはない表現が含まれているということでもあります。

次に市の責務、それから禁止事項という点でありますけれども、一覧に掲載した市につきましては、責務ですとか、それから禁止事項について、このように規定されておりますけれども、先ほど申し上げましたように、本年6月に国でLGBT理解増進法が成立、そして施行されております。その中で、理解増進について法律に規定されておりますので、改めてこういった部分について、今後整備する私どもの花巻市の条例には入れなくてもいいのではないかなというようにも考えているところであります。

次の2ページ目になりますけれども、広報啓発ということがございます。広報に関することにつきましては、各市とも多様な性の理解促進のため、市民に理解を求めするために広報に努める旨の条文が規定されております。なお、岡崎市においてはここを調査研究としておりますけれども、実際の取り組みといたしまして、花巻市におきましては、毎年5月17日の「多様な性にYES!の日」という国際的に設定されている日があるのですけれども、5月17日がLGBTに関して病気という規定から外れた日として国際的に認知された日で、それで「多様な性にYES!の日」ということに設定されてるんですが、その辺りに合わせまして市の広報に多様な性の理解促進に関する啓発記事を載せております。この花巻市の取り組みにつきましては、男女共同参画条例に基づいて策定している男女共同参画基本計画に理解促進の取り組みを行うことと規定しているので、他の市のように新たに、広報に努めることというような条文が必要かどうか、この点についても検討していきたいというふうに考えております。

次の、相談および苦情への対応というところ、そして施策の実施という点に関して、LGBT理解増進法の中に地方自治体の役割というもの規定されております。そこには、「法の理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定して、そして実施するよう努めるものとする。」というところで規定されております。ここがどのようなものを指すのかということで、国からまだ具体的なものが示されておられません。この地方自治体の役割というもの、実際に今私どもが男女共同参画推進条例、計画に基づいてやっている範囲で十分なのかどうかということがまだちょっと判断できていない状況でありますので、ここについては今後示されるものを見まして、引き続きその点も考慮して検討が必要かなというように考えているところであります。

なお、次のパートナーシップというところで網掛けをしておりますけれども、パートナーシップにつきましては、5市のうち4市が宣誓ということを定めております。例えば地域づくり課の職員の前で、私達はパートナーであることを誓いますというようなお約束をしていただくということで、法定婚ですと婚姻届を提出いただくということになるわけですが、そういったことができませんので、宣誓という形で「私達が届け出ることに間違いはありません。」というようなお約束をしていただくということを考えていただければいいかと思っております。そして、岡崎市については「届出ることができる」というようになっており、宣誓という表現を使っておりませんが、そこはその市の考え方というようになっております。東北で導入している弘前市についても、宣誓ということになっていたかと思っております。このような手続き上の要件につきましても、宣誓とするのがいいのか届出とすることがいいのかというのは、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

先日新たな動きといたしまして、宮古市が制度の導入自体は表明していたのですが、具体的に9月から実施するというのを、7月末の議会の委員会で表明しております。その導入に当たっては、やはり要綱で行うということでありました。対象につきましては、異性間の事実婚も含めるということ想定しているということでもあります。また、岩手県の考えにつきましても、前回の審議会でお知らせをさせていただいておりますけれども、岩手県については制度を実施する市町村について、例えば盛岡市で導入しているわけですが、盛岡市にある県営住宅の入居要件として、同性パートナーシップを宣誓された方々の入居を認め、家族と同じような扱いにするというような、県としてはそういった市町村が行うことについての支援という考え方なわけですが、この点につきましても、同性パートナーの関係につきましても今申し上げたとおりですが、異性間の事実婚カップルについては、パートナーシップ制度に関わりなく、既に入居可能と岩手県ではされているというようなことでもありますし、それから不妊治療の助成の対象にも事実婚のカップルをしているというようなことでもあります。

当市のパートナーシップ制度の考えにつきましても、これらの点を踏まえまして、先ほど申し上げたような差別の禁止というようなことを他市では盛り込んでいるわけですが、そういったことよりも当事者の方々へのメリットの提供ということを意識しているところであります。

また全国、県内においても、制度を導入する自治体が増えております。この中で、事実婚を対象とする自治体も、先ほど申し上げた宮古市ですとか盛岡市のようなところも出てきておりますので、それらの点も踏まえまして、事実婚の方々を制度の対象とすることは考えてもいいのかなというように認識をしているところであります。

異性間の事実婚を含めるかどうかということにつきましては、パートナーシップ制度自体に、いろいろなお考えもあるかと思っておりますので、審議会委員の皆様方、それから市民の皆様からも引き続きご意見を伺ってまいりたいと考えております。先ほど申し上げましたように、花巻市は条例による整備を検討するというところでございます。ここに一覧として載せた市、それからこの表には表示していない制度を導入している市の議会の会議録を見ますと、中にはやはり議会の場で反対の考えが表明されている例もございます。当然議会ですから、いろんな考えがあつていいわけですので、この制度に関しましてはLGBT理解増進法の成立の過程でも皆様方ご存知のように、いろいろな議論がありました。だからこそ、この審議会を初めといたしまして、市民の皆様のお考えも伺いまして、そして議会でも議論を行っていただいて、条例として整備をしたいというように考えているところでございます。前回は、一関市と盛岡市の例をご紹介させていただいたのですが、本日につきましては、全国の条例でやっている市を抜粋してご紹介させていただきました。今日この場で何かを決めるということ

ではございませんので、前回に引き続き感想のような意見で結構でございますので、私どもの検討の参考にさせていただきたいと思っております。ここに表示している中で大きく異なっているのは、事実婚を入れるか入れないかというところかと思っておりますので、そういった点も踏まえまして、皆様方が率直にお感じになったことをお聞かせいただければなというように思いますので、あくまでも参考にさせていただくというレベルでございます。よろしく願いいたします。

高橋会長

ありがとうございます。今、実際にパートナーシップ制度を条例で制定している自治体の例を示し、説明していただきました。前回同様、多数決というのではなく、委員の皆さんの率直なご意見をいただきたいと思います。制度の対象者について、事実婚を含むものとするかということでもいいですし、制度について新たに質問やご意見がありましたら教えていただきたいと思います。中身を知らない判断もできないという、そういうふうなことがあったと思いますのでね。

それでは、これは順番にということをお願いいたします。では、早野こずえ委員。

早野副会長

私も今日の会議なのか次回なのか、どう話が進むのかと思ひまして、パートナーシップ制度について、ちょっと専門家の大学の研究員の方と連絡を取っていました。その方からのご助言と申しますか、私達委員に向けてなんですけれども、「花巻市は要綱ではなく条例によりパートナーシップ制度を導入しようと考えているようなので、やはりこの制度を潜在的に必要とする人たちの声も制度設計のプロセスにおいてきちんと拾うこと。あと、要綱ではなく条例によりパートナーシップ制度を導入しようとしているということなので、市長の要綱設置よりも、議会を通すという一段高いハードルがあることから、例えば弘前市のように制度案をパブリックコメントにかけた段階で、保守派から組織的に反対意見が寄せられることもある。そのような場合に、心ある審議会委員の皆様が、市の担当の方をしっかり支えてあげると心強く思います。」と、専門家の方からのご意見がありました。あと直接は関係ないのですが、私も花巻市役所に婚姻届を出したとき、ちょっと事務的に処理されてしまったと感じたので、ぜひ「おめでとうございます」と宣誓したときに言ってほしいなと思ひます。例えば、弘前市のホームページを見ましたら、パートナーシップ宣誓書受領証というカードみたいなものがもらえるんでしょうかね。そこに何とか様、何とか様とパートナーの名前があって、どうぞそういう方々が尊重されて、幸せに暮らせますようにみたいに書いているんです。やはり宣誓されたときに「おめでとうございます」という言葉を、先ほど部長からも市職員の対応という話が出ましたけれども、いろんな届出があるのだと思うのですが、その方々にとっては特別なその日だけだと思うので、ぜひとも「おめでとうございます」というのはちゃんと言ってほしいと思ひます。

事実婚を含めるかどうかというのも、やはり当事者の声と専門家のご意見を聞いて、進めていくのがよろしいんじゃないかと思ひます。以上です。

高橋会長

はい、ありがとうございました。条例化ということで、関係者といひますか、そちらの方の意見をもう聞くべきだということですね。それから「おめでとう」伝えるということもご意見をいただきました。事実婚に関してはもうちょっとということですか。

早野副会長

事実婚を含めるかどうかというのも、先ほど申し上げたように、やはり私達がそうすべきだ、しないべきだちょっと今言ひ切れないところがありますので、また話し合い進めていくことと、最初に申し上げた潜在的に必要とする方が、パートナーシップ制度によってどういったことを求めていらっしゃるのか、一般的な法律上の結婚

に本当に限りなく近いことを、例えば何かの手術の同意書にサインもできたり、立会いができるとか、どこまでなのかということも、当事者ではないので想像力にも限界があるので、そういったことも必要とする人たちの声も制度設計のプロセスにおいてきちんと拾いながら、そういった研究員の方ですとか専門家のご意見もいただきながら、設定するのがいいと思います。

高橋会長

ありがとうございます。続きまして、小田島裕樹委員。

小田島委員

パートナーシップということで、私の方としても、パートナーとしてお互い選んで進んでいくことだから、快く受け入れて、祝ってあげるという形でいいのではないかなと思いますし、事実婚に関しても、何かしらそれで弊害が発生するのであればもう少し慎重に考えることがあるでしょうけども、そこまででないのであれば、実情そう進んでいるのであれば、いいのではないかなとは思いますが。ただ、法律的なところで、やはり何か引っかかるというものがあるのであればそこは洗い出しが必要ですし、先ほど言われたとおり、実際にそれを活用する方々の意見を1人なり2人なり聞いたことがあるのかと言われると、聞いたことがないので、こちらはどちらかということ、外から見ているような人たちの考え方で、当事者意識があまりないような状態になるので、やはりそういったところの意見だったり、方向性だったり、確認も含めて聞いた方がいいのではないかなと思います。ただ、見つけることは実際難しいというのであれば、何かしらその全国的な団体などがあると思うので、ちょっとその意見を1回聞いてみて、自分たちが1人で走っていないか、後ろを振り向いて確認する必要があるのかなと思います。

高橋会長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、高橋岳志委員お願いいたします。

高橋（岳）委員

はい、基本的には前回お話したところと変わらないですし、前にお話したお二人と同じです。全ての市民の権利を守るという観点に立って、必要であればぜひ進めていただきたいというふうに思いますし、今回条例という形なので、条例にするに当たっては、皆さんおっしゃるように、やはり当事者の意見をしっかりと聞いた上で、せっかく作ったんだけど逆にも逆に権利を侵害してしまうようなものにならないよう、やっていただければいいんじゃないかなと思います。以上です。

高橋会長

はい、ありがとうございます。条例化というところではしっかりと検討してということですね。多田恵委員、お願いします。

多田委員

はい、前回と同じです。進めていく方向ではあると思うのですが、前回帰りながら思ったのが、先ほどおっしゃられたように、進めようというふうにお話は出ますが、先ほども、市長さんと直接お話ができたり、入口にご意見を記入して入れるところがあるというふうにお伺いしたときに、そういったところに今私達を取り上げてくるような問題っていうのは、直接お話が出たこととか、ご記入されてたことって実際あるのかなと。もしあるのであれば、本当に必要としている人が訴えているんだろうなと思いますし、ないからといって進めなくていいとかではないんですけど、もし本当に聞いてほしいとか訴えているという方がいらっしゃるのであれば、やはり早急に何かやってあげられたらいいのかなと思いました。いろいろ大変なことがたくさんあるとは思いますが、頑張っていただければと思います。

高橋会長

はい、ありがとうございます。事務局の方からお願いします。

大竹地域づくり課
長補佐

今の件に関しまして、先ほど年次報告の中で申し上げた市の広聴業務に関してのお話でございました。実は今度、市政懇談会というもので市内 27 地区コミュニティ会議を回るのでありますが、来週開催する会場でパートナーシップ制度について、テーマとして取りあげてほしいということで要望いただき、市長も出席した上で、地域振興部長も出席して、市民の皆様と意見を交換することになっております。正直申し上げまして、これまで市長へのはがきということで、意見が来たことはあるのですが、そちらについては、慎重になるようにというご意見でありました。ただ先ほど早野委員からご紹介をいただきましたけども、東北で一番早く制度を導入した弘前市では、やはり賛成の人からはあまりご意見は来ないということで、反対の方々についてはこういうことが駄目なんじゃないかということもやはり相当寄せられたようです。ただ、その反対ということについても市民のご意見でありますので、伺ってまいりたいと考えておりますし、当事者の方々ということになりますと、そういった方々を支援する制度がないのかという、当事者の方ではないですけど、当事者の方のお知り合いの方が、過去において市長との対話でそういったお話をされたことは1回あります。また、当事者の方々から相談を受けたということで、市議会議員が去年、一般質問でやはり市の中にもいるんだということでお声を代弁していただいたということはあります。私どもも、できればそういった当事者の方の声を伺ってまいりたいということは考えていて、過去において、全国的にも有名な活動をされている方から市民向けセミナーでお話をいただいたということはあります。当事者の団体があれば、ぜひそういった方々のご意見を伺ってまいりたいということは考えておりますし、盛岡市の場合は当事者の方が公表して選挙に出て、市議会議員になられております。そういった方々からのご意見も伺えるということはあるんですが、できれば私どももそのようなことはしてまいりたいと思っておりますので、方法についても検討してまいりたいというふうに考えております。貴重なご意見ありがとうございます。

高橋会長

はい、ありがとうございます。なかなか微妙な線もあるわけですが、やはり当事者の考えを聞かないと、ということはあると思います。はい、工藤直人委員お願いします。

工藤委員

私見ではありますけれども、同性のパートナーと異性の事実婚のパートナーを区別して考えるところにどんな合理性があるのかなと、色々調べてみたのですが、なかなか見出せないところがありました。条例で制定するのであれば、多くの方が救われるものであるべきなのではないかなという考えを持っております。ただ、メリット、デメリットもあるでしょうから、そういったところは専門的な方の考えを聞きながら、進めていくのがいいのかなと考えておりました。先発的に色々な市町村で始めているところがありますので、そういったところの良い面を取り入れていけるというのが、後発でこれから物事を決める部分では有利かなと思いますので、先発の良いところを取り入れていくとか、逆にここはちょっと難しかったなというところは抑えていくという取り組みを考えたりする必要があるかなと考えておりました。以上です。

高橋会長

はい、ありがとうございます。メリットだけでなくデメリットも、バランス考えないと、ということでしょうか。それでは、平賀朋枝委員お願いいたします。

平賀委員

はい。パートナーシップにしても事実婚にしても、その方達にとって、他の方達と

同じようにというか、そこに差別があってはいけないと思うので、進めていくことは大切なことだと思います。私達はこういう委員をしているので、パートナーシップとかを紙面で見かければ目に付くのですが、やはり一般市民の方からするとまだまだ全然広まってないと思うので、こういう制度を進めていくのも大事ですけど、今度懇談会でお話があるということでしたけど、理解を深めるというのが大事だと思います。差別のないように啓発していただきたいと思います。

高橋会長

はい、ありがとうございます。まだまだ一般的な認知度は低いんじゃないかという意見ですね。そのための理解を得る必要があると。それでは、佐藤貴哉委員お願いいたします。

佐藤（貴）委員

はい、やはり、市内でニーズがどれぐらいあるのかというのをまず知りたいなというのを感じました。あとは、メリットは見やすいと思うんですけど、デメリットについて、もう少し知りたいなというふうなところを感じました。以上です。

高橋会長

ありがとうございます。デメリットが具体的にどういうものかということは、あんまり考えたことがないんですけども、やっぱり考える必要はありますよね。では、渡邊ひとみ委員、お願いいたします。

渡邊委員

私も基本的には前回と考え方は変わっていません。これは人権問題なので、例えば該当者が1人だから要らなくて、1万人いるから必要という問題ではないと思うんです。だから、やっぱりこれは進めるべき内容であって、今までのいろんな流れを見てきても、必ず反対する人もいます。いろんな考えがありますから。ただこれは人権問題であって、世界的にこれが主流となっている中で、やはり進めていくときには、進める側のリーダーシップというのがすごく重要になると思います。ですから、やっぱり反対の意見があったからやめようとか、そういうことでは駄目だろうと思います。よく世の中にあるのが、総論賛成各論反対。必ず何か決めたときに、実際にそれが運用されると、自分の目の前にいろんな問題が出てきます。そうすると必ず「えっ」というたじろぐことになるのですが、そうなった時にも、これはこういう理由でやる必要があるのだという、そういう理念をしっかりと説明をしていく力が市の職員の皆さんとか私達には求められるのだろうなというふうに思います。私の身近を見ても先ほどおっしゃったみたいに、全く当事者意識はないような状況ですから、多分、実際に運用された時にいろんなことが出てくるだろうと思うので、調べるときに先行している自治体で実際に運用した時に、現場でどのようなトラブルとか、いろんな細かいことが起こってきたかというのをちゃんと調べておいて、それに対してどのように対処するか、前回の話し合いの時にも学校の校長先生から、実際にこんなことが出たらどうするのかというお話が出ましたけれども、そういうような準備をしておくことがすごく大事なんじゃないかなと思います。だから、やっぱりこれは進めるべきことであって、メリットとかデメリットというところとちょっと違うというか、進めていく上では困難は必ずある、だけれどもそれがデメリットではなくて、これは人権問題なので、こういう理由でこんなふうに進めていくのだという、そういうしっかりとした理念を進める側で持つ必要があるのではないかなと思います。以上です。

はい、ありがとうございました。この点について、事務局の方からどうぞ。

高橋会長

ご意見ありがとうございました。今、皆様方からいただいたご意見を私どもでまた大竹地域づくり課 再検討をさせていただきたいと思います。今、メリット、デメリットということで考

長補佐

えないでという渡邊委員からのご意見もございましたけれども、デメリットというよりも、心配事というのは当然皆さんあるんだと思います。正直言って、今までLGBTQということについて、私自身、この部署に来てこういった仕事をするまで、ここまで考えることはありませんでした。一般市民の方々については、今年度LGBT理解増進法が制定される際に2月以降かなり話題になったこともあって、気にされた方はいらっしゃるかもしれませんが、心配事という事もあるかと思えます。そういった意味でも、市民参画を行って、市民の皆さんに「市として今こういう制度を導入してまいりたいと考えております。」というご説明を行ってまいりたいというように考えておりました。あとは、LGBT理解増進法が施行されておりますが、本当はおそらく法律で結婚ができるということを当事者の方々はお望みなんだと思いますけれども、今現在は法律でそれができませんので、できない中でも自治体がお2人の関係性を認めるということで、その方々が少しでも生きやすくなるのであればということで今検討しているところであります。そういった点につきましても、市としてこういったことを考えているんだということについては、まずは審議会の皆さん方から引き続きこういった場で率直なご意見を伺って、そして市として中身を検討させていただいて、市民の方々にこういった説明をしたいということ、また皆さん方からご意見を伺ってまいりたいと考えております。引き続き率直なご意見を伺ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

はい。早野こずえ委員お願いします。

高橋会長

早野副会長

ちょっと補足させていただきます。ちょうど読んでいたものがあったので、かいつまんでご紹介したいのですが、同性パートナーシップ制度のデメリットというところで、法的拘束力の違いだそうなんです。日本のパートナーシップ制度というのは法的な効力がなく、結婚の平等が実現されない限りちょっといろいろなことがあるようなんですが、ご紹介します。「同性パートナーシップ制度は地方自治体の制度の一つに過ぎないため、法的効力がない。法的に家族になれないため家族扱いしてもらえないとか、パートナーは相続権がないため遺言状がなければ財産を相続できない、相続税の優遇措置がない、パートナーの扶養に入れず配偶者控除が受けられない、パートナーが出産した子供と一緒に育てても親権が持てない、あとはパートナーが外国籍の場合に在留資格が与えられない、パートナーに先立たれた際に遺族給付金が支給されないといったように、婚姻関係にある夫婦に比べて補償や権利には雲泥の差がある。」実際に起きてしまった法的な保障がないことによる同性パートナーの悲惨な事例として書いていますけど、40年以上連れ添ったパートナーの葬儀に参列させてもらえず、亡くなったパートナーの親族に財産を奪われてしまったとか。当事者のデメリットというのはこういうこともあるようです。花巻でと考えたときに、やっぱりまだ前例がないので。例えば、皆が今お父さんお母さんいるわけじゃないですよね。片親の方とか、私が子供の時より多様化してきたと思うんですが、私自身は、未成年の頃から、男性同士付き合っている友達とか、今もカナダ人、アメリカ人と日本人が結婚してオレゴンに住んでいる友人がおりまして、女性同士でも赤ちゃん育てている人もいますのでけれども。花巻で前例がなく、そういう同性同士のパートナーの子供さんが幼稚園とか学校に行った時に、まだ理解があまりがなくて偏見を持たれたりすることも最初はあるのかなというのは、皆さんが思い浮かぶ心配される場所ですよね。今、私の学区の中学校でもすごく人権教育、ジェンダーと多様性というのは進められているんですけども、まだまだ浸透してないので、そういったところかなと。ご紹介と感じたことを述べさせていただきました。以上です。

高橋会長

はい、ありがとうございました。あとは何かございませんでしょうか。それでは私の方も委員の1人ですので、意見らしいことを1つ言いたいと思います。このことについては、1番印象に残っているのが、コロナ禍の時ですかね、「パートナーが家族じゃないから死に目に会えない」とか、そういうふうなことがあった。もちろん、財産がどうということもあるでしょうけども、そのあたりはやはり人間としてと言いますか、ちょっとどうかなということがありました。家族じゃないと、ずっと一緒に共同生活して社会生活を送ってきたとしても、死に目に会えないなんていうのはちょっと悲惨だなと思いました。前回いただきました盛岡市、一関市の要綱で、どういうふうなところでメリットがあるのかというふうな例がいろいろ挙げられて、例えばこういう住宅の入居条件とか、その他いろいろありましたけど、こういうところだけでも軽減されるのであれば、かなり当事者にはメリットがあるのではないかと思います。そういうことからすると、最初から万遍ない理解を全員から得られるというふうには思いませんけれども、進めていくべきなのかなと思いました。事実婚も似たようなものだろうと思いますが、事実婚に関しても、同性の場合と異性の場合があると。そして事実婚関係は、いわゆる夫婦別姓で事実婚になっているというケースもあるみたいですし、最近では少子超高齢、人口減少社会で結婚、あるいは離婚、再婚というふうな形でというのがあられるわけなのですけれども、適当な年になって、これからの伴侶みたいな形でというケースもあるわけです。ただそのときには、財産のことだとか、子供とかそういうふうな関係もありますから、そういうのとは一切関係なくというところで、事実婚の形態として入籍しないでそのまま共同生活を送るとか、そういうケースもあるらしいんですね。そういうのも含めて、事実婚というのはどういう範囲まで考えるのか、もちろん制度化したからといって、当事者、関係者が必ずそうしなきゃいけないということじゃなくて、選択の自由はあるでしょうから、そこまで考える必要ないのかなとも思わないでもないですけれど。あとは最近カミングアウトをして、いじめられたり、追い詰められたり、かなり際どい事件を起こすとか、そういうこともあります。やはり先ほど、平賀委員がお話しておりましたけども、一般の理解があまり徹底しなければ、いわゆる最近問題になっているアウトティング、要するに勝手にあの人はこちらだというふうな形で追い詰められるとかそういうケースも出てくるかもしれない。そういう個人情報どこから出るかといったら、それに関わる部署とかそういうところなのでしょうから、守秘義務とか、配慮義務と言いますか、そういうのも徹底しなきゃいけないのだろうなと思っております。ちょっと長くなりましたけれども、簡単に言えば、やはり、方向的にはいいのではないかと思います。さらに精査する点、先ほどの法律問題も含めてあるのかなと思います。何よりも一般の理解を得ることが必要ではないかと思います。本日皆様からいただいたご意見については、決議をとる、ということはいたしませんので、事務局の皆さんにはご参考としていただき、さらに検討を深めてほしいと思います。

それでは次第の5その他に移ります。こちらについては事務局よりお願いしたいと思えます。

大竹地域づくり課 長補佐

ありがとうございました。その他でございますが、手短かに申し上げます。前回の審議会でもご検討いただきまして、そして今日も何度か話題に上っております第3次計画でございますけれども、先ほど申し上げました市民アンケートもやりまして、要因分析に近いこともしております。それを踏まえまして、前回皆さんからいただいたご意見なども検討させていただいておりますので、その点について今検討を進めておりましたので、8月29日になりますけれども、何度も会議を開いて申し訳ございませんが、皆様方からご参加をいただければというように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。その他、以上でございます。

高橋会長

それでは、また今月もう1回審議会があるということでございます。大体時間ではございますが、総括的に言いますと、今日扱いましたテーマというのは、これまでの成果と次の第3次計画あるいはパートナーシップ制度という両睨みで進めなきゃいけないというところがあって、困惑する面もあったんだらうと思いますが、長い時間にわたっていろいろご審議、会議への協力をいただきまして感謝申し上げます。時間がそろそろ来ましたので、事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

藤井地域振興部長

それでは最後に事務局の方で閉めるところになるんですが、ここで皆様方にお礼を申し上げたいと思います。本日も3時間ほどの協議をいただきました。第2次基本計画の進捗状況を確認していただくということがありましたが、特に現在は第3次計画についての策定の仕方、内容について皆様方にご審議を賜るということも並行しております。特に、1年度内で策定するというところで、皆様方に多くのご意見を賜るということでご迷惑をかけておりますし、その上さらにパートナーシップについて条例化を目指して事務を進めているということもあります。やはり先例地が遠くにしかない、あるいは県内の中で条例化を目指しているところが少ないということもあるので、そういう体裁といいますか、そういう仕組みについても確かにそうなんですが、今日のご意見の中には、やはり潜在的にそういう方々がいらっしゃると思われるが、そういう人達が勇気を出して声を上げることができないでいると思うと。そうなるべくと、どのようにそういう方々からご意見を賜るかということが重要だということ、やはりそういう点もすごく良い意見だなと思いましたので、今月ももう一度会議をするということで本当にご迷惑をおかけするのですが、引き続きですね、ご協力を賜りまして、何とかこの男女共同参画、あるいは進むことが予想されているパートナーシップ条例等について、できるだけ皆様方のご意見を参考にしていきたいと思しますので、本当にご迷惑をかけますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

鈴木地域づくり課長

それでは長時間にわたりまして大変ありがとうございました。今後の審議会の開催予定についてでございます。先ほども申し上げましたけれども、次回は8月29日の午後を予定してございます。内容につきましては、第3次花巻市男女共同参画基本計画素案について、ご審議をいただきたいと考えております。詳細につきましては、文書で後ほど通知を出したいと思っておりますが、会場につきましては市役所ではなく、まなび学園の3階、第2・3中ホールとしたいと考えております。日程、場所等を変更する場合もございますが、今のところは8月29日午後を予定してございますので、よろしくお願ひいたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ大変恐縮でございますけれども、何卒よろしくお願ひいたします。それでは、これもちまして本日の審議회를終了とさせていただきます。お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。大変お疲れ様でございました。

(午後4時30分閉会)